平成２９年（フ）第１１８号
大阪府泉南市新家3365―237、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡白浜町安居43番地の５
破産者　おくむら助産所こと　奥村　映子
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２０２号
大阪府和泉市室堂町５番地の１―３―1316
破産者　江本　信彦
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
大阪府和泉市池上町２丁目13番78号リメイン和泉１―５号室、前住所和歌山県岩出市溝川13番地の１―Ｂ―101号
破産者　永岡　孝敏
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
大阪府岸和田市西之内町７番14―102号、前住所大阪府岸和田市西之内町10番22号
破産者　富永　利治
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３００号
大阪府泉大津市西港町８番10―707号
破産者　川端　祥介
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字下竹407番地、旧住所徳島県吉野川市鴨島町山路654番地14
破産者　松下　賢二
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７７４号
札幌市南区藤野４条６丁目８番７―202号
破産者　葛岡　利容
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２号
宮城県登米市石越町北郷字西門38番地１　石越西門住宅Ｂ棟３号
破産者　及川　節夫
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第９７号
栃木県栃木市平柳町１丁目43番11号
破産者　安藤　光雄
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２１８号
川崎市川崎区小田５丁目５番12号　フェリスタス　101
破産者　木村　千夏
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
長野県佐久市岩村田325番地１　エクセリーナ咲105号
破産者　佐藤　大和
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第９号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩1735番地２、前住所岐阜県可児市皐ケ丘８丁目183番地
破産者　小嶋　孝徳
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第７４号
愛知県日進市香久山４丁目201番地２　13棟301、従前の住所愛知県春日井市勝川町４丁目149番地
破産者　鈴木　晃一
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３５号
愛知県春日井市柏原町３丁目76番地１
破産者　佐久間光義
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３５号
愛知県小牧市城山１丁目６番地６　コンフォール城山５号棟307号、従前の住所愛知県小牧市城山２丁目11番地　桃花台パークヒルズ参番館503号
破産者　井戸　隆明
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４４号
兵庫県三田市西相野256番地
破産者　小池　哲也
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１２号
神戸市北区ひよどり台５丁目８番地　56棟502号
破産者　吉山　良太
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３号
兵庫県豊岡市竹野町和田400番地　奥城崎シーサイドホテル社宅28号
破産者　**蔭**山　秀元
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係